

お知らせ

筆界特定申請の標準処理期間について

当局における筆界特定申請がされてから筆界特定登記官が筆界特定をするまでに通常要すべき標準的な処理期間（標準処理期間）を不動産登記法第130条の規定により下記のとおり定めましたのでお知らせします。

なお、個々の筆界特定の事件にあっては、関係者の多寡や内容の複雑性・困難性により特定に必要な期間が異なる場合がありますので、ご留意願います。

記

標準処理期間 9か月

実 施 日 令和4年1月4日

福岡法務局長